

重要事項説明書

本説明書は、保育所まあむ与野園（以下「当園」という。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を示すものです。

2024年 4月1日現在

1 設置者

設置者の名称	株式会社WITH
代表者氏名	代表取締役 新井 実
所在地	川口市飯塚 1-2-16
電話番号	048-257-5660

2 目的及び運営方針

目的	保育の必要性がある乳児又は幼児に対し、日々保育を提供することを目的とします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するものとする。保育に関する専門性を有する職員が、利用乳幼児の家庭との緊密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。利用乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めていくものとする。児童福祉法その他関係法令等を遵守し、運営を行うものとする。

3 当園の概要

名称	保育所まあむ与野園					
所在地	さいたま市中央区下落合 2-6-5					
電話番号	048-833-9451					
認可年月日	平成 30 年 4 月 1 日					
園長氏名	金橋 友佳					
利用定員	19名					
内訳	0歳児	1歳児	2歳児			
	3名	8名	8名			
自己評価の概要	当園が定める自己評価基準に基づき毎年度実施					
職員の研修実施状況	<ol style="list-style-type: none">当園が指定するグループ内 OFFJT に参加さいたま市等が実施する保育所職員研修に参加					

嘱託医	阪 正晴	
病院名	阪医院	
電話場号	048-825-1951	
嘱託歯科医	小林 春樹	
病院名	コバヤシデンタルオフィス	
電話番号	048-831-6801	

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1名	保育園の運営管理全般、職員の指揮監督
保育士	4名	保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡
調理	2名	給食調理、食育
※その他必要に応じ増配置する。		

5 開園日、開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	月～金 7時15分から19時15分まで 土 7時30分から19時00分まで	
保育標準時間	7時30分から18時30分まで	
延長保育時間	朝	月～金 7時15分から7時30分まで
	夕	月～金 18時30分から19時15分まで 土 18時30分から19時00分まで
保育短時間	8時30分から16時30分まで	
延長保育時間	朝	月～金 7時15分から8時30分まで 土 7時30分から8時30分まで
	夕	月～金 16時30分から19時15分まで 土 16時30分から19時00分まで

6 保育士配置基準

0歳児	1歳児	2歳児			
3 : 1	6 : 1	6 : 1			

7 休園日

当園の休園日は、次に掲げる日とします。
1 日曜日
2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
3 年末年始（12月29日から1月3日）

8 施設の概要

敷地面積	155.7 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 3階建
敷地	建物1階部分を借用
保育室数及び面積	2室 98.224 m ²
屋外遊戯場	なし
設備概要	事務所兼医務室、調理室、水道、トイレ等
加入保険	賠償保険・傷害保険 東京海上日動火災保険株式会社
	対人10億円 対物 1000万円

9 連携施設

種類	認可保育園
名称	保育所まあむ大宮園
所在地	さいたま市中央区上落合 8-1-20
連携内容	卒園後の受け皿としての支援 集団保育の設定 代替保育の提供
卒園後の受け入れ枠	1名

種類	認可保育園
名称	桜花第二保育園
所在地	さいたま市大宮区桜木町 4-570-1
連携内容	卒園後の受け皿としての支援 保育相談及び助言
卒園後の受け入れ枠	1名

種類	認定こども園
名称	与野あいし幼稚園
所在地	さいたま市中央区下落合 1030
連携内容	卒園後の受け皿としての支援 保育相談及び助言
卒園後の受け入れ枠	1名

種類	企業主導型保育事業
名称	りとるういず針ヶ谷保育園
所在地	さいたま市浦和区針ヶ谷 1-4-12
連携内容	卒園後の受け皿としての支援 集団保育の設定 代替保育の提供
卒園後の受け入れ枠	5名

10 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとします。

- 1 当園は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとする。

11 食事

当園における食事（給食等の提供）は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供するものとします。

- 1 当園の施設内において調理するものとする。
- 2 献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。
- 3 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- 4 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。

12 健康診断等

当園は、利用乳幼児に対し、1年2回の定期健康診断を学校保健安全法の規定する健康診断に準じて行うものとします。

1 3 利用者負担額

保育料	<p>保育費用のうち利用者負担額（月額保育料）は、さいたま市特定教育・保育施設及び地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例による。</p> <p>保育費用のうち、地域型保育給付額をさいたま市より利用者に代わり当施設が受領（法定代理受領）することになる。受領額は利用者に文書にて通知する。</p>
延長保育料について	<p>利用翌月に利用した額を当園に支払うものとする。 徴収方法は利用月翌月に当園に現金徴収。 ※理由にかかわらず、延長料金は発生するものとする。</p> <p>【保育短時間】 <スポット利用料金> 朝延長 7:15 ～ 8:30 15分につき 200 円 夕延長 16:30 ～ 19:15 15分につき 200 円</p> <p>【保育標準時間】 <月極め延長料金> 1ヶ月（朝延長） 7:15 ～ 7:30 2,000 円 （夕延長） 18:30 ～ 19:15 4,000 円 ※1ヶ月単位 最長1年まで申し込み可能 （年度をまたいでの申し込みは不可）</p> <p><スポット利用料金> 15分につき 200 円</p> <p>その他 開所時間以外はお預かりできません。 ※ただし、電車の遅延などやむを得ない状況の場合も含め、理由にかかわらず月～金曜日 19:15 以降、土曜日 19:00 以降 30分につき 2,500 円支払うものとする</p>
その他	遠足等、行事の際に実費分を支払うものとする

1 4 緊急時等の対応

保育時間中に、利用乳幼児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ利用乳幼児の保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど別に定める「園外保育マニュアル」「感染症マニュアル」「危機管理マニュアル」に従って行動し、必要な措置を講じます。

15 非常災害時の対応

保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、別に定める「危機管理マニュアル」に従って行動し、利用乳幼児の安全の確保を図ります。

16 個人情報使用目的・保護

1 個人情報は利用乳幼児及びその家族の利益につながることを前提に、園運営上必要な範囲に限定し、適切に使用します。

(1) 当園入園に関する書類

利用乳幼児及びその家族が園生活にスムーズに移行するため及び緊急時に対応するため。(児童票・送迎者登録カード兼緊急時持ち出しカード・家庭状況調査表・アレルギー指示書等)

2 日常の保育・教育に関して必要なもの。

(1) 園生活が円滑に行われるため園内の必要な個所に、お子様の氏名を表示すること(例:靴箱、ロッカー、布団番号表、タオル掛け等)

(2) 誕生日をお祝いするために、園内に掲示する「誕生表」に、お子様の氏名を掲載すること

3 当園の職員(職員であった者も含む)は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の個人情報を漏らしてはならないものとします。

4 以下の場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者への提供を行わないものとする。

(1) 法令等の規定による提供

(2) 自治体等への助成金手続きの利用、自治体等が行う監査などによる提供

(3) 利用乳幼児が他の特定教育・保育施設等に転園する場合の当該施設への提供

(4) 利用乳幼児が就学する場合の当該施設への提供

(5) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供

17 保育内容に関する相談・苦情

保育所まあむ与野園 相談・苦情担当

相談・苦情解決責任者	園内に掲示
相談・苦情受付担当者	園内に掲示
第三者委員	園内に掲示
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談苦情を受け付けます。

18 その他利用にあたっての留意事項

当園の利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

1 当園では利用乳幼児が入園時、新しい集団生活に慣れるまでの間、利用乳幼児の状態に応じた保育時間の設定を保護者の就労状態なども考慮し保育時間の設定をしてい

くものとする。

2 病気について

- 1) 利用乳幼児は入園前に医師による健康診断を行い、持病など、保育をしていく上で注意しなければならないことがある場合、必ず園に知らせなければならない。
- 2) 利用乳幼児が感染性の病気が治癒し登園する際は、保育園生活に支障がないか、他の利用乳幼児に感染する恐れがないかについて、医師と相談し指示を受け、担当保育士に伝えるものとする。
- 3) 利用乳幼児が登園時、体調が悪い場合は登園を見合わせていただくものとする。
- 4) 利用乳幼児が登園後、発熱、激しい嘔吐、下痢等体調が悪い場合は保護者に連絡をし、お迎えの要請をするとともに、医師の診断を受けるよう依頼するものとする。
- 5) 当園は、学校保健安全法第19条に基づき利用乳幼児の登園を停止するものとする。

3 薬について

- 1) 当園では、医師の指示に基づいた薬以外は対応しないものとする。
- 2) 当園指定の与薬依頼票を記入し、保護者が直接保育士に手渡しするものとする。また、記入漏れ等がある場合、投薬できない。
- 3) 保護者は、使用する薬は1回分ずつに分け、袋、容器に利用乳幼児の氏名を記載し、当日分のみ持参する。

4 服装について

- 1) 当園は、スカート、ワンピース、フード付きの服、サンダルなどの怪我の恐れがある服や履物は、利用乳幼児の安全を考慮し原則禁止とする。
- 2) 当園は、ヘアピン、カチューシャ等落下の恐れのあるものの使用は、利用乳幼児同士のトラブルや怪我、誤飲の恐れがあるため原則禁止とする。

5 登降園について

- 1) 送迎時には、保育園生活で必要の無い物（おもちゃ、お菓子等）を持たせず、必ず大人が付き添い直接、利用乳幼児を保育士に受け渡すものとする。
- 2) ベビーカー、自転車を利用する場合は所定の位置に停車し、送迎時のみの利用とする。
- 3) 出入口は開錠した保護者が責任を持ち施錠の確認をするものとする。
- 4) 利用乳幼児は、原則朝9時までに登園するものとし、遅れる際または、欠席をする場合は、朝9時00分までに当園に連絡をするものとする。
- 5) 降園の際、送迎者登録カードに登録がない方には原則お渡ししないものとする。但し、緊急時に登録の無い方が迎えに来る際は保護者に確認の上身分証明書の提示を求めお渡しする。

6 その他

- 1) 保護者は、住所、電話番号、勤務先、勤務時間等、入園時に提出した書類に変更があった場合、速やかに変更事由を当園（担当職員）に伝え、関係書類の訂正をするものとする。
- 2) 持ち物には全て名前をつけ、着替え、おむつ等の補充を随時行うものとする。